

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準

《院内掲示をする手術件数》

・区分1に分類される手術

	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ 黄斑下手術等	0 件
ウ 鼓室形成手術等	0 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	件

・区分2に分類される手術

	手術の件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	0 件
イ 水頭症手術等	0 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ 尿道形成手術等	0 件
オ 角膜移植術	件
カ 肝切除術等	0 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

・区分3に分類される手術

	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	0 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	件
エ 母指化手術等	0 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	0 件

・区分4に分類される手術の件数

2 件

・その他の区分に分類される手術

	手術の件数
人工関節置換術	3 件
乳児外科施設基準対象手術	件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び 体外循環を要する手術	件
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	件

{2025年1月1日から12月31日までの手術件数}